

厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者における人材確保及び技術の確実な承継を図るため、予算の範囲内において厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高年齢者 当該年度の3月31日現在において満66歳以上満70歳以下の者をいう。ただし、雇用主の配偶者及び3親等内の親族に該当する者は除くものとする。
- (2) 市内中小企業者 1年以上継続して市内に所在し、及び従業者数が300人以下の企業をいう。
- (3) 常用雇用 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者として雇用することをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、毎年8月1日現在（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する市内中小企業者に交付するものとする。

- (1) 1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 高年齢者を1年以上継続して市内事業所内で常用雇用していること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。ただし、1企業につき3人を上限とする。

- (1) 基準日において3箇月以上継続して市内に住所を有する高年齢者を常用雇用している場合 当該高年齢者1人につき5万円
- (2) 基準日において市内に住所を有する高年齢者（前号に該当する者を除く。）又は市外に住所を有する高年齢者を常用雇用している場合 当該高年齢者1人につき1万円

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市内中小企業者（以下「申請者」という。）は、厚木市高年齢者雇用奨励補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、基準日から基準日の属する月の末日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 高年齢者雇用内訳書
- (2) 雇用保険被保険者資格取得年月日が確認できるもの
- (3) 申請に係る高年齢者の生年月日が確認できるもの
- (4) 役員等一覧表

(状況調査等)

第6条 市長は、申請者の納税及び高年齢者の居住の状況を調査することができる。
この場合において、事前に申請者及び高年齢者の同意を得るものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を決定したときは厚木市高年齢者雇用奨励補助金交付決定通知書を、補助金の不交付を決定したときは厚木市高年齢者雇用奨励補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。